

午前11時22分再開

○議長（福田俊史君）再開いたします。

引き続き、一般質問並びに議案に対する質疑を行っていただきます。

3番前住孝行議員

○3番（前住孝行君）（登壇・演壇、拍手）皆さん、こんにちは。八頭郡選出鳥取県議会議員の前住孝行です。

それでは、通告しております2点について、順に質問させていただきます。

まず初めに、渇水対策として、農業用水の確保、防火・生活用水の確保、さらには渇水対策につながる森林整備など、視点を変えながら伺いたいと思います。

まず、農業用水の確保のための渇水対策についてです。

今年は、梅雨らしい時期がほとんど見られず、少雨傾向が続きました。イベントや行事の開催には支障が少なかった半面、極端な少雨は農業をはじめ様々な分野に深刻な影響を及ぼしています。

7月に行われた智頭町議会議員選挙中でしたが、智頭町の中島集落のほうから、千代川の水位が下がって水路まで水が上がってこない、これまで集落で業者にお願いし、誘導堰をしてかなり上流まで延ばしてきたが、もう限界、県で何とかしてもらえないかとの切実な要望を伺いました。

農業を営む者として、その気持ちはとてもよく理解でき、県内各地でも同様の問題を抱えている地域もあると推察します。

この件については、まず町から県に要望を上げていただくようお願いしているところですが、堰の設置など恒久的な工事は容易ではなく、早期の解決は難しいと考えておりました。

そうした中、7月31日の知事定例記者会見において、渇水対策等緊急事業を創設され、エンジン付ポンプの購入やリースなどについて補助をするとの発表がありました。他地域でも多くの声があつたようで、迅速な対応に改めて敬意を表するものであり、この事業により多くの地域で応急的な対応が進み、喜ばれているものと思います。

しかしながら、今後も同様の少雨や渇水が発生する可能性を踏まえれば、中長期的な視点での対応が必要であると考えます。

については、農業用水の安定的な確保に向け、稻

作のみならず、畑作や果樹など、水不足の影響を受けやすい地域の実態調査を行い、その特性に応じた対策を検討、協議できるよう、県からも積極的に情報提供を行う必要があると考えますが、知事の所見を伺います。

また、渇水に対する備えとして、防火・生活用水の確保も極めて重要です。

今年の春先には、岩手県や岡山県、愛媛県などで大規模な山火事が発生し、消火活動に大変苦慮されている様子が報道されました。映像を見るたびに、防火対策の重要性と迅速な対応体制の必要性を改めて痛感したところあります。

また、9月1日に開催されました鳥取・岡山県境議員連盟総会後の意見交換の場においても、岡山県南地区の山火事からの復興にいまだ苦慮されている状況が報告されました。その際、鳥取県からの消火活動に協力いただいたことへの感謝の言葉も述べられたところあります。

こうした中で、特に渇水期に火災が発生した場合、火災活動に必要な水をどのように確保していくか、大きな課題であります。あわせて、住民生活に欠かせない生活用水の安定的な確保も重要であります。

安全な飲料水や生活用水などを必要なときに利用できる環境をどのように整えていかれるのか、知事の所見を伺います。

次に、人権尊重の社会に向けた施策の推進として、鳥取県人権尊重の社会づくり条例について伺います。

先日行われた尾崎議員の代表質問でほぼ知事の考えを聞かせていただきましたが、私なりの視点で質問します。

6月定例会以降、人権に関わる行事や調査に参加してきました。青少年健全育成条例の一部改正においては子供の人権を、また7月の社会を明るくする運動の強化月間中の7月25日には、犯罪からの更生を目指す方々の人権について考える機会がありました。さらに、その同日の午後には、犯罪被害を受けられた方、そしてその家族の人権にも触れさせていただきました。また、8月1日に開催された人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会では、人種差別につながる言動に対する恐怖を訴えられた在日の方のお話や、結婚差別の事象を背景に、なお部落差別に苦しむ方々の現状につい

て伺いました。さらに、戦後80年を迎えるに当たり、戦争に関わる方々の人権、そして北朝鮮による拉致被害者やその家族の人権にも改めて思いをはせることとなりました。

この3か月間、私は人権という課題を常に自分事として考えるテーマとしてきました。あらゆる差別や人権侵害をなくすために今の自分に何ができるのかを考え、問い合わせてきました。

国においては、包括的差別禁止法の制定を求める声があり、鳥取県として国に先駆けて包括的差別禁止条例をつくるべきではないかとの要望をいただいております。そんな中、私は過去の人権条例制定に係る議論を踏まえつつ、新たに条例をつくるのではなく、現行の鳥取県人権尊重社会づくり条例を改正し、加害者をできる限り明らかにし、場合によっては氏名公表などの罰則規定を設けるという知事の記者会見で述べられたことが必要ではないかと考えます。

本年4月に施行された情報流通プラットフォーム対処法により、インターネット上の違法・有害情報などについて、プラットフォーム事業者に対し、権利侵害情報への迅速な対応や削除判断プロセスの透明化が新たに義務づけられました。青少年健全育成条例と同様に、表現の自由や定義の在り方については十分に慎重な議論が求められますが、それでもなお、鳥取県人権尊重社会づくり条例をより実効性を持たせる条例へと発展させることが重要であると考えます。知事の所見を伺います。

また、本条例第5条には、県、市町村及び県内に暮らす全ての者は、真に人権が尊重される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、相互に協力しながら、あらゆる差別の解消に取り組むものとすると規定されています。

この趣旨を踏まえると、人権教育の一層の推進が重要となります。これまであらゆる教育活動の場で人権教育の取組を進めてこられていますが、依然として差別が発生しているのが現状です。

このように依然として差別が発生している現状を踏まえ、次世代を担う子供たちに確かな人権意識を育むためには、さらなる人権教育の推進が必要であると考えますが、教育長の所見を伺い、壇上での質問とさせていただきます。

○議長（福田俊史君）答弁を求めます。

平井知事

○知事（平井伸治君）（登壇・演壇）議長が替わられて、やはりデジタル化時代なのか、分割みで休憩が取られたり、（笑声）いろいろと変更があるようで、さくさくと進めてまいりたいと思います。

今、私のほうにお尋ねいただきました渇水対策、これは農業面と、それから防火面につきましてお話をありました。あと、人権尊重の社会づくり条例など、人権につきましてお話をいただいたところでございます。

異常気象が続いている。今年は確かに不思議な年で、台風がまともにやってくるというか、よく分からぬ年ですね。今、太平洋のほうの東側にありますが、あれは今後迷走するかもしれないと言われていますが、どうも今までの常識が通用しないようなことになってきている。降れば土砂降りですけれども、その代わりに降らなければとことん降らない。それが今回、梅雨は早々に記録的に明けてしまって、全国的に渇水になった。特に実は東日本はもっとひどくて、西日本はまだそれでも何となく大気の川が流れている関係かかりませんが、後半は多少降ったことがあるとして、少し湿っぽくなってきた。ただ、それでもやはり、それを前提としたことを我々は考えなければいけない時代なのだなというふうにも思い知らされたわけあります。

そういう意味で、農業につきましても、議員がおっしゃったことは私も同感でありまして、今日の御議論も踏まえながら、今後例え記録的渇水になったときにどうやって水を確保するかというのを今の言わば農閑期、今後農閑期になりますので、農閑期ベースのときに地元で話し合いをしていただく、それにまた市町村や、あるいは我々県のほうの農業土木系も含めて入りながら、いろいろとシミュレーションをしてみたり、簡単にやれることもあるのではないかと思いますので、そういうことを考えていくということかなと思います。

そういう意味で、智頭の中島集落の皆さんも非常に不安な夏をお過ごしになったわけです。特に前半戦、出穂期前ですね、出穂期とは穂が出る出穂期前において、いわゆる渇水状況がかなり明確になってきて、やはり今は水が必要だという時期

にどうやってやるかということがありました。最終的には、多面的機能支払交付金などを活用しながら、その水路に当たる頭首のところですね、そのところをいろいろと工夫されるということで、その後は恐らく後半戦は雨が多少降って、少し落ち着いたかなというふうにも思われますが、そういうのは実は東部もそうですけれども、特に西部、西部は日野川が取水制限をするなど、早い段階から警戒しました。

こういうようなことで、議員がおっしゃるように、我々は今回、緊急避難的に予備費を活用しまして、渴水等の対策の特別事業を組みました。現在のところ、もう既に65件、活用の申込みがございまして、恐らくもっと増えると思います。そういうふうにして、例えばリースポンプのことだと、そういうものを活用したり、いろいろと手元でできることを考えていくということかなと思います。

例えば若桜町の大炊のところ、これも川から取水するわけですが、最初のところが入ってこないと結局その後の水路につながっていかないわけです。そのところの自然堰を使った石積み、この工夫をしながら、今年も何とか乗り切ってこられたということあります。こういうのも多面的機能支払いの交付金などをふだんから活用していただいてやっています。

また、鳥取市の北村なども臨時にポンプを入れて、それで水をアップして、それで出穂期、穂が出る水が必要な時期に充てるというようなことをされたり、まさにあちらもこちらもてんてこ舞いな夏場ということになりました。

そんなような経験を踏まえて、こういうことが今後も起こり得るという前提で、できる限りのことをまたふだん備えとしてやっていくのかなと思います。

国のほうでも実はそういう渴水の事業はございまして、計画をきちんとつくりながら、それで渴水対策のハード面も可能でありますし、もちろん水路工でありますから、ハードの農業基盤関係の事業、こういうものもございますし、県のほうでもしっかりと守る交付金という比較的自由度の高い交付金なども用意させていただいているので、今後よく現場レベルで話合いを進めていければと思います。

またあわせまして、渴水が悪さをしたのは山林火災だったと思います。非常に乾燥している中で、そこで一遍着火してしまうと、それが燃え広がって、からからの中でいつまでも消えないということが起こりました。非常に厳しかったのは岡山市の辺りとか、それから愛媛とかそうしたところもございましたし、さらにこの夏だけを取っても、例えば島根県のちょうど県境に接した安来側とか、それからその先のほうの神石高原町のところ、ここらも一遍火がついて、なかなか消えない、そういう火災になりました。

私どももやはり近隣との助け合いが大切だと思っていますし、特に早い段階でヘリコプターなども投入してやっていくのがいいというふうに考えました。それで、こうした一連の火災で、実は鳥取県のヘリも数多く出動させていただいて、御協力申し上げています。安来の市長様からもこの間もお礼の電話がありましたが、そういうふうに、何といいますか、山林火災は非常に難しいのですよね。水利をどうやって得るかというのが難しいです。それで、例えばヘリコプターでどこかでくんできて、それをばしゃっと落とすと。それも早いタイミングでやらなければいけない。私どもはたまたま米子の、米子というか境港なのですけれども、陸上の関係でCH-47の配備がありまして、これはもともと入れるときも、安来の山林火災が当時あって、そういうものを対処するときに両県の消防ヘリなどでは要は消火能力が限りがあると。大きな水の袋を作って、それをぱっとやれる、そういう装備が必要だということも含めて、CH-47の配備につきまして地元の皆さんと一緒に要請活動をしました。だから、できれば自衛隊などの出動も早めにお願いをしていく必要があるのかなと思っています。

9月に入りまして中国5県の知事会議があつたとき、我々は確認をさせていただきましたが、そういう初動から5県での協力体制を組んでやっていこうというふうにさせていただきました。また、鳥取県独自には、今、地域防災計画をパブリックコメントに付させていただきました。その中に山林火災を入れております。議員がおっしゃる消防水利、これの確認をきちんとして、それで早いタイミングから動いていくと。タイムラインとしては3時間を想定していまして、火が火事になって

3時間ほどたったときに、そこで例えば自衛隊の出動も含めて検討するというのを実はタイムラインとして位置づけています。もちろん、お願ひしないで、まずは地元からやるというのは当然あるわけですが、ただ、早いタイミングでやはり投入すべきときには投入して、その後の大きな延焼を食い止めていくということも重要だという認識なのですね。

それで、私どものほうでそういうヘリコプターなどで消防水利を取っていくと。そういうものを実は数を数えさせていただいたり、それからもちろん地面、地面といいますか、地上からの消火活動にできる、そういう消防水利などの確認を今、5月、6月、7月といったようなタイミングで、これまでの山林火災多発の状況から、実は地元の協力で進めさせていただきました。

若桜でも、実はそういう中で400足らずのそういう水利を地元で共有していただきました。これは常備消防の東部消防局も実はそういうリストアップを持っているわけですね。これと4消防団とが一緒になりまして、それであそこも使える、ここも使えるということで、ここにこういうものがいざとなったら使えるのだなというのを地元も実は消防局のほうで初めて教えてもらったようなものも含めて、390余りを確認していただきました。その中で80くらいのところは、やはり季節的には使えないというのも分かってきました。つまり、冬場の間はどうも雪の都合だといろいろなことで使えない。そういうものも分かった上でそれを使いこなしていくということですね。こういう作業が、地道ではありますけれども、こうした渴水期の水利としても重要なかなと思います。

また、空からくみ上げてやっていくようなところも90くらい確認をしてきました。そういう中で、例えば若桜でいえば茗荷谷ダム、それからあと八東川、この2か所がヘリコプターで水をくみ上げて持っていくことができる、そういう水利だとうことも確認させていただきました。こういうようなことをして、この山林火災を教訓にして今、渴水期の備えということを一連立ち上げてきたところであります。

今後とも、そういう火災の予防も含めて、しっかりと体制を整えて、今シーズンはそういう意味では今終わりかけているのかもしれません、ま

た来シーズンの暑い季節に向けて準備をさらに進めてまいりたいと思いますし、今パブリックコメントに付しております地域防災計画、これも固めて、経験を来年度以降へつなげてまいりたいと思います。

次に、人権問題につきましてお話をありました。人権尊重の社会づくり条例というのは非常に重要であって、この改正をして実効性を高めるべきではないかという御指摘でございますが、まさにそうしたことをこれから皆様と協議させていただきたいと思っています。

今議会、代表質問も含めまして御意見が上がっているところでありますし、その辺も踏まえながら、議会が明けて、民間の有識者や関係団体とも一緒にになって議論をしてみたいと思います。

実は、大枠の骨組みは本県の場合はあるのですね。それは平成8年に人権尊重の社会づくり条例が制定されました。これは全国で最も早い条例と言われています。その中に様々な人権の領域について規定もございまして、そういう差別等を行ってはいけないということも明確になっていきます。

そこに平成21年、人権尊重の社会づくり相談ネットワークなどの仕組みを入れさせていただきました。実際に機能する仕掛けをつくろうということですが、非常に単純明快な人権救済機関というのは議論がいろいろと分かれまして、県議会の皆さんもその頃、大変苦労されたわけです。その議論を一つ引きながら、今我々がやれること、それで効果がありそうなこととして、そういう相談ネットワークというのをつくらせていただいて、ここが言わば駆け込み寺的な機能を果たすことになります。そして、人権尊重の社会づくりの協議会の中に個別の事象も扱う、そういうチームも結成をして、そこで様々教訓を得たり、横展開を図ったりということを今進めているところであります。

最近はネット社会になりました、そういう誹謗中傷、人権侵害が後を絶たないようになりました。しかも、あっという間に全国や世界中に広がったり、人権をあやめる、そういう動きというのは、県外の人が県内の人に対してやってくる、こういうことが現実に広く起きていたる状況になってきました。かつての例えれば地域の中でのちょっととした

会話だとか、あるいは差別的な取扱いだとか、そういう事象ではなくて、もうネット空間を通じて、言わばある意味悪質化したり影響力が大きくなったりしています。そういう中、条例も令和3年に改正をさせていただきまして、そういうインターネットについても対象として明確化させていただいております。

この後は、議員もおっしゃいましたけれども、例えば氏名公表であるとか、それから削除命令であるとか、場合によっては行政罰も含めた担保措置をつくるとか、実効性のさらなる向上ということが私どもの条例との関わりで次にできることかなと思っていまして、この辺を今後年末に向けて誠実に議論をまとめてまいりたいと考えております。

みんなが言わばそれぞれのお互いを尊重しながら生きていく、そういう鳥取らしい絆社会の在り方、これを平成8年以来、私どもは30年間守り育ててきた実績があります。これを現代風にこういうネットの世の中の中でさらに安心できる、そういう仕組みへとモディファイ、言わば改善していくといふうに考えておりますので、ぜひ御指導いただきたいと思います。

○議長（福田俊史君）足羽教育長

○教育委員会教育長（足羽英樹君）前住議員の一般質問にお答え申し上げます。

私には、人権尊重の社会づくり条例に関連しまして、第5条の規定にありますように、教育活動において子供たちの人権教育をより進めるべきではないかというお尋ねをいただきました。

世界でも様々な各地で紛争が、あるいは戦争が続き、また国内においても子供たちの人権を損ねるようないじめ事案、あるいは誹謗中傷、これによって本当に大切な命が失われている、そういう事案が続いているところでございます。

議員から御指摘があったように、これまでこういうふうに学習してきているからではなく、今の時代、あるいはこれから時代にとって、子供たちに本当に必要な人権の学びとは何かということをプラスアップしていく、より深めていくということは、本当に大切、必要なことだろうなというふうに思います。

現在では、鳥取県の人権教育の基本方針に基づきまして、そういう意味で様々な取組を進めてき

ておりますが、私は3つの視点からこれを深めていくべきだろなというふうに思っております。

まず1つは、当然子供たちへの学び、教育の在り方だろなというふうに思います。子供たち自身がやはり日頃起こっている事象や、あるいは差別事案等も含めて自分事としてその問題を捉えて、では自分ならばどうすべきなのか、どう対処すべきなのかということをしっかりと考えていけるような、そういう学習、学びに進めていくことが必要だろなというふうに思います。

そういう意味では、ただ単に正論を聞くだけではない、自分自身もその議論に参加していく参加型の学習によって、様々な子供の人権に関する事、あるいは障害者の人権に関する事、あるいは外国人の人権に関する事、様々な視点で参加型で学びを深めていくことが必要だろなというふうに思っております。

そういう意味で、各学校にはそうしたニーズに応じて、例えば障害者スポーツの実体験を通した障害者の視点、あるいは人権を学ぶ、さらには多様な性の在り方について、これは性的マイノリティーの方を実際講師として迎えながら実体験を語っていただく、そういうふうな子供たちへの研修。昨年度は、延べの回数になりますが、実は県内250校で実施をしたところでございます。

2つ目の視点は、そうした子供たちをやはり指導していく教職員への指導、研修が必要だろなと思います。残念ながら、全国で話題となっておりますが、子供たちの性的動画を撮影して、それをネットで共有するなどといふうなことでもない案も起こっております。また、日頃の軽率な言動は子供たちの心を痛め、ひいてはそれが不登校にもつながってしまうというふうなこともかいま見えているところでございます。

そういう意味では、教職員への研修もやはり必要不可欠であり、より丁寧に進めていくことが必要だろなというふうに思います。

昨年は286回、各学校に出向いて、県教育委員会の指導主事が出かけて、そうした事例に基づく研修を行っているところであります、子供たちを守るべき教職員がどんな言葉でどんなふうに伝えて、また教職員自身の姿勢、襟を正す、そういうふうなことを進めていくことが必要だろなと思います。

3点目は、やはり保護者、地域、こういった方々も含めて、子供たちの人権教育の推進役になつていただくことが必要だろうなというふうに思います。これも各PTAの研修会等を通じて講師を派遣するなど、数多くPTA研修にも参加をさせていただいております。東部でいえば瑞穂小学校や賀露小学校、あるいは米里小学校、西郷小学校といったような学校でPTA研修会を実施して、地域ぐるみで、家庭も含めた形で子供たちの人権教育の推進に寄与するような体制づくり、組織づくりを進めてまいりたいというふうに思っております。

ただ、議員御指摘のとおり、八頭での差別事象のこともお話しになりましたが、残念ながら全県でもまだ差別事象が起こっているところでございます。冒頭申しましたとおり、子供たちがそうした問題をいかに自分事として捉え、何が問題でどうすべきなのか、その主体的な行動者となれるような人権学習を進めていくことが今後も求められていくであろうなというふうに思っているところでございます。

ぜひともこうした視点で、子供たちの心に響き、自分も大切にするが相手も大切にする、そんな思いを育んでいけるような人権教育を今後も進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（福田俊史君）3番前住議員

○3番（前住孝行君）（登壇・対面演壇）それぞれ答弁いただきました。順に追及していくかと思います。

まず、渴水対策についてですけれども、本当に要望として声を上げてくださっている集落との対応というのももちろんのですけれども、声も上げられずにじっとして我慢しておられる集落もあるというふうに思っておりますので、ぜひともそのような集落にも今回の様々な方法で多分対応された事例というのが上がってくると思いますので、そういうことの紹介をしていただけたらというふうに思いますし、そのことで離農者も防げるのではないかというふうに思つたりしております。

農閑期ベースでシミュレーションをしてくださることですので、引き続き市町村や関係団体への情報提供をお願いしたいなというふうに思っております。

また、地域防災計画を見直してもらうようにということで、市町村へ呼びかけているということをおっしゃっていました。防災時の防火水槽の再点検をお願いされたり、ヘリでの空中消火の早期実施への体制整備にも努めていただいたりということを確認させていただきました。

生活用水にしても、市町村が行うことではありますが、備蓄品の把握をすることでフォローする体制が整っているということも周知しております。

続きまして、渴水対策に関連して、中長期的な森林施業の推進について伺いたいと思います。

以前の一般質問において、森林施業に向く地域と向かない地域をゾーニングされていると伺いました。確かに採算性の観点からお金にならない部分もあると思いますけれども、近年の夏の猛暑を考えると、森林所有者でなくとも何か自分にできることはないかと考える県民も少なくないのではないかというふうに思います。

例えば森林施業に適さない地域を広葉樹化していくことでいわゆる緑のダムとしての機能が再生し、深く根を張る広葉樹が土砂災害の防止にもつながると考えます。

また、全国各地で熊被害が相次いで報道されていますが、クヌギやコナラといったドングリのなる木を植えていくことは、熊が市街地に出てくる機会を減らすことにも資するのではないかでしょうか。

こうした取組に対し、都市部に配分されている森林環境譲与税を活用できる場を提供していくことで中長期的な渴水対策につながる取組となると考えますが、知事の所見を伺います。

○議長（福田俊史君）答弁を求めます。

平井知事

○知事（平井伸治君）（登壇・演壇）議員のほうから、改めて渴水関係につきましてお話をございました。ヘリ関係では79、そうしたくみ上げられる場所を特定したり、議員がおっしゃった生活関係でも、例えばペットボトルの水を適時に供給する体制、これは災害関係を整えておくとか、また私どものほうでは、この間、さく井協会とも協定を結びましたが、井戸を飲み水にすぐというわけにはならないかもしませんが、例えば生活用水として活用できる、これも今160ほど県内で進んできて、特に若桜は早い段階から取り組んでいた

だいたいと思います。こんなようなことをやるなどして、渇水に備えていくということだと思います。

そういう意味で、森林の機能というのも注目され得るわけであります。そういう森林の多面的機能とよく言いますが、本県は79%が森林であるという北欧並みの状況でありまして、よく言われるのは、多面的機能というのは例えば災害予防とか、それから水の保水機能だとか、そうした機能を合計していくと8,000億円レベルの価値がある。全国は70兆円の価値があるというふうに金銭換算されるとも言われています。ですから、これがそうした水の調節機能を担ったり、生き物と人間との境目を形成したりということだと思います。

今、銃猟の許可が下りるなど、熊対策が変わりつつありますけれども、そういう意味で、伝統的に最近言われているのは、緩衝地帯をつくるということですね。人里と、それから山との緩衝地帯、それで山のほうにドングリがなる、そういう樹木があることが、そこで充足してしまって人里へ下りてこない前提になるのだと、こういう機能もあるというのはおっしゃるとおりだと思いますし、それを応用して、熊と人間の付き合い方を鳥取県のほうのそういう管理計画の中でも位置づけさせていただいております。

水の保水力ということは、よく広葉樹なども含めて、あるというふうに言われます。ですから、それは土の中がスポンジ状に形成されるということがあって、仮に裸地になってしましますと、そうするとそこに水が保水できなくてどんどん流れてくる、さらには災害が起こることが言われていて、鹿の食害のお話もありましたけれども、これも滋賀の伊吹山などでは、水がそこでとどめられないものですから災害になってしまったということすらあります。ですから、我々として、やはりこういう森林のこうした機能をしっかりと保っていくのが大切であります。

そういう意味、議員がおっしゃるように、大都会とこうした地方部、森林地帯とのマッチングを図って、資金的にも大都会のほうが幾分かでも支えるというのをぜひ奨励させていただきたいと思います。

今、こうした交付金ができたこと、新しい税制が施行されてくることでこの動きが徐々に強まっていまして、智頭町も東京都の千代田区とパート

ナーシップを結んでおられて、そちらのほうの支援を受けておられますし、また倉吉市、こちらもこうしたパートナーシップによって300万円、こうしたレベルでの支援を受けられるようになってきたり、まだ正直僅かではありますけれども、こういう形で地域同士が支え合う場の形成が必要であります。

そんな意味でマッチングとか、それからそれに向けた研修会、情報共有などを県としてもサポートしてまいりたいと思います。

○議長（福田俊史君） 3番前住議員

○3番（前住孝行君）（登壇・対面演壇）答弁いただきました。

都市部の方々に本当に森林のよさというのを体験してもらう取組が進みそうということで、本当に大変うれしく思っているところであります。

昨日、氷ノ山の自然ふれあい館、響の森のほうで行われました山フェスの中で、金子貴敏トークステージというところで金子さんがされましたこととしまして、登山することで自然のおかげでおいしい水、おいしい米、おいしい魚などを食することができ、感謝する気持ちが持てるようになったというふうに話されました。こうした人が増えていって、自然を守り、日本ならではの四季を感じられる環境に戻っていくことを期待したいというふうに思っております。

また、鳥取県森林組合連合会の川上富夫代表理事がされましたこととしまして、年々日野川の水の量が減ってきてるので、渇水対策について勉強しないといけないよというふうに宿題をもらっております。さらに勉強して、また質問させていただきたいというふうに思っています。

続きまして、人権尊重の社会に向けた施策の推進についてに移りたいというふうに思います。

12月定例会に向けての条例改正ということで、差別する人が特定される可能性が増えることで次の段階に進めていけるのではないかというふうに考えております。

この記者会見を聞いて、私だけでなく、要望された方はとても期待されておりました。私にできることは限られているかと思いますけれども、全力で協力していきたいなというふうに思っております。

では、追及質問といたしまして、鳥取県人権尊

重の社会づくりに係る県内への啓発強化について伺います。

先般開催されました人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会は、記念すべき50回目の節目を迎えられました。しかしながら、市町村法定外負担金等適正化審議会に係る負担金打切りがあり、一時は開催が危ぶまれていたということを開会に当たり初めて知ることとなりました。

また、同研究集会の第3分科会において、実際にあった差別事象についての報告がなされました。自分の住む身近なまちであからさまな結婚差別の事例があったことを全く知らず、もしこの研究集会がなければ、身近で起こっていた差別事象を知ることなく過ごしていたことになります。

その町では初動対応について議論がなされ、その後、できる限りの対応をされているとの印象を受けましたが、差別的な手紙を出した人物を特定できず、不満を訴える場を失っている被害者の方々の思いに強いやるせなさを感じました。

もし手紙が町内の方から出されたのであれば、啓発の一助となつたかもしれません。しかし、他の市町村から出されたのであれば、その啓発の意図は全く届いていないことになります。同時に、依然としてこのような考え方を持つ方が存在することに強く残念な思いを抱きました。

県においては、この報告を受け、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会で課題を整理し、公表されていると伺っておりますが、今後はより広く他の市町村に対する啓発を強化していくことが必要だと考えます。県内全域への啓発強化について知事に、また関係団体への支援について教育長に所見を伺います。

○議長（福田俊史君）答弁を求めます。

平井知事

○知事（平井伸治君）（登壇・演壇）詳細につきまして、局長の吉野のほうからお話を申し上げたいと思いますが、先ほども申しましたように、人権尊重の社会づくり条例に基づきまして、協議会のほうで個別の事案についてもチーム的に対象としており、そこで分析をし、横展開の啓発につなげたりしてまいりました。

最近もこうした差別が今も議員がおっしゃったように外からやってくるということも無視できない時代になりました、私どもでもインターネット

関係のそうした事象にも出会うようになってきております。

平成21年に、そういう非常に問題のある掲示がインターネット上でなされたことに対して削除を求めるけれども、なかなかうまくいかないと。それで、今、運動団体の話もありましたけれども、全国的に訴訟になって、昨年末に最高裁も含めて完全勝訴ということになりました。

ただ、その後もなかなかこの問題というのは非常に難しくて、思ったように例えば削除を求めても削除に応じてもらえないとか、プロバイダーも必ずしも協力してくれないのも実情でありまして、我々としては条例の在り方も含めて、引き続き議論をさせていただきたいと思っております。

○議長（福田俊史君）吉野人権尊重社会推進局長
○人権尊重社会推進局長（吉野知子君）鳥取県人権尊重の社会づくり条例に基づきまして、本県ではあらゆる差別の解消に向けて普及啓発に取り組んでいるところでございますが、残念ながら県のほうへ差別事象の報告というのはまだある状況でございます。

県のほうでは、差別事象が発生しましたときに、市町村等からの報告を受けまして、差別事象検討小委員会というものを開催いたします。これは人権尊重の社会づくり条例に基づきます協議会の下に設けられております部会でございまして、差別事象の正確な実態の把握や原因、背景などの分析を行いまして、どのような課題があったのか、また今後そうした差別事象が起らぬないようにするためににはどのような啓発が効果的であったかといったことを検討しております。検討の結果につきましては、その事象が発生しました市町村のほうへ内容をフィードバックいたしまして、改めて研修会でありますとか学習会を開催していただきましたり、啓発資料として活用するようなことを行っていただいております。

また、この事案の内容を含めまして、小委員会での検討結果は県のホームページのほうにも掲載をしておりまして、広く公表をしているところです。そしてあわせて、他の全ての市町村に対しまして、担当課長会議のほうで詳細を報告いたしまして事案について情報共有をいたしまして、例えば広報紙のほうに啓発記事として掲載して活用していただけますとか、地域での人権学習会の

事例報告を使うといったことで、それぞれの市町村におかれまして啓発事業に有効に活用していくだくよう求めているところでございます。

今後とも、県と全ての市町村と一緒になりまして、効果的な広報や連携の方法といったことを検討、研究するなどいたしまして、啓発強化を図つてまいりたいと思っております。

○議長（福田俊史君）足羽教育長

○教育委員会教育長（足羽英樹君）前住議員から重ねてお尋ねをいただきました。私のほうには、この8月1日に開催された人権尊重社会を実現する県の研究集会に関する関係団体への支援をというお尋ねでございました。

御指摘のありました研究集会は、1974年、当時の部落差別問題を全県の県民挙げて解消に向けて取り組もうという機運の下にスタートした研究集会となっておりますが、回を重ねるごと、今年で50年という節目を迎えられました。その過程の中で、部落差別問題を中心に据えながら、様々な人権問題の解消に向けた取組を進めようという、いわゆる県民運動として位置づけられて、様々な関係団体、そしてその中には学校、教職員も含めて、差別の現実に学ぶということから検討、研究を進められてきた経緯がございます。

そういう意味では、先ほど申しましたが、教職員が認識、実態を知り、理解をした上で子供たちの指導、支援に関わるという意味では、本当に重要な意義を持つ研究集会であろうというふうに私としても認識をしているところでございます。

それゆえ、先ほど市町村とのちょっと経費の課題もあるというような御指摘もいただきましたが、それは主催者である人権教育推進協議会のほうに委ねることいたしまして、県教育委員会としましても、これまでこの研究集会の開催に向けた開催補助をしてきておりますし、様々な分野での意見交換がなされる中で、この研究集会の中での指導、助言であったり、あるいは司会といったようなところに人的な支援もこれまでもしてきているところでございます。

今後も継続されるであろうこの研究集会、その意義は誰もが認め得るところであり、どんな形でどのように開催されていくかの変遷はあるにせよ、県民を挙げての県民運動的な人権を尊重する社会づくりに向けたこの研究集会の意義は、間違うこと

と、惑うことは決してなかろうなというふうに思うところでございます。

その意味で、今後とも関係団体との連携を深めながら、必要な支援はしっかりとまいりたいと思い、それらのことが子供たちの人権について学ぶということに反映されるような形で支援を深めてまいりたいと思っております。

○議長（福田俊史君）3番前住議員

○3番（前住孝行君）（登壇・対面演壇）それぞれ答弁いただきました。

本当に様々な人権ということで多分野にわたつてきておりますので、薄まってしまうということがちょっと僕自身も危惧するところであっております。

市町村が主体になるにしろ、県内の状況を捉えて紹介していくことも必要だというふうに思います。先ほどの県のホームページとか広報等で啓發をされていて、さらにということを言っていただきましたので、そういった様々な方法で広く県民に啓發していただけたらというふうに思っております。

教育長にも答弁いただきました。3点のさらなる推進の考え方と言っていただきましたし、私も寝た子を起こす論がある中、同和教育を教えた経験があります。手紙の内容からして、私より上の世代ではないかと思いたいところではありますけれども、教え子の可能性もなくはありません。引き続き人権教育のさらなる推進と、先ほどの関係団体への支援はやってくださるということですので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それでは最後に、人権侵害救済に関する法律への働きかけについてです。

7月には、被害者支援を考える講演会に参加させていただきました。そこでは、犯罪被害を受けられた父親が体験を語られ、その大変つらい内容に耳を傾けさせていただきました。平穏で幸せな日常を送っていても、いつ誰に降りかかるか分からない犯罪に巻き込まれ、想像を超える御苦労をされたことをお聞きし、深く考えさせされました。ニュースを見ているだけでは自分事として捉えていなかったことを改めて反省したところであります。

本県においては、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例が改正され、犯罪被害者支援が一層強化

されているところです。一方で、今回の事案も含め、部落差別をはじめ障害のある方への差別やインターネット上での誹謗中傷など、様々な形で人権侵害が後を絶たないのも現実です。

こうした現状を踏まえ、国における人権侵害救済に関する法律制定に向け、本県としても積極的にこの必要性を働きかけていく必要があると思います。

9月17日に64歳になられ、まだまだ活躍していただきたい平井知事の所見を伺います。誕生日おめでとうございます。（笑声）

○議長（福田俊史君）答弁を求めます。

平井知事

○知事（平井伸治君）（登壇・演壇）重ねてお尋ねをいただきました。よわい64を、馬齢を重ねてまいりまして、このぐらいになってまいりますと冥途の旅の一里塚みたいなものでございまして、喜んでいいのかどうかよく分からぬということがありますけれども、それはともかくといたしまして、だからこそ見えることもいろいろあるのかなと思うのですが、昔自分たちのいたコミュニティの風景と今が一変していることにはやはり気になるところであります。それは、議員がおっしゃるこういうインターネット社会がもたらした心象風景、我々のライフスタイルであります、今こうして私たちはこうやって語り合っている、これをリアルというふうに呼んで、これともう一つ、例えばこれを中継で見ておられる方がそれで一生懸命今、SNSでまたこんな議論をしておるわといってバーチャルに流されていく、これが本当に同時並行で起こっている。そういう中、やはりその影響力の大きさを感じさせるのが最近のことではないかと思います。

平成21年に、私どもも最初にそういう事案に本格的に出会いまして、それでいろいろやってみるけれども、例えば法務局に行ってそうした削除を願い出るけれどもなかなかうまくいかない。それで、平成23年からはそうしたインターネットによる誹謗中傷等々、こういうものを何とかすべきだということで、国に対して要請活動を毎年のようにやってきております。令和3年には、私どもの残念ながら新型コロナで生じた残念な事例というものを念頭に置きながら、議会のほうでも御承認いただいた、インターネットによるそうした差別

事象をより明確に規定させていただくということをやりました。

この間、国も動いてはくれております、プライバシーのことに関連して、情報流通プラットフォームの法律ができました。これにより、申し出て7日以内に削除なりそうした態度表明をするということがインターネット側に求められるようになりましたし、今までではちょっと迂遠なことをやっていたのですね。例えば削除してもらいたいというときに、まずアドレスとかIP何やら、何でしたかね、そういう居場所を特定して、これは誰がやっているというのをまずは開示させなければいけない。それを開示した上で削除というようなことをする。この2段階で、それも訴訟を起こしていかなければいけなかつたものを、これをまとめてやるような、そういう非訟手続もこのたびの法律の中でも盛り込まれたりして、ある意味前進したかに見えます。

ただ、そういう中で、先般もエックスの反応が、これはこういう考え方には沿っていないのではないかというように総務省のほうでも指摘をする報道がなされていて、世界中を見ればそういうSNSの在り方に対してもっと強いコントロールがなされています。

現実にも、人間の権利が侵害をされる、あるいは性画像にそうしたものが波及していく、さらには政治自体も揺るがす、こういうことになってきています。ですから、我々としても知事会にも働きかけて、知事会も同様のことをされましたけれども、こういうネット社会におけるそういう誹謗中傷等々に対する有効な手立てを今後国に対してさらに求めてまいりたいと思います。

ドッカーレーが言っていたことで、今思うとなるほどということをやはり言い当てているのですね。グローバル化の中で唯一それが成功したのは情報だというふうに言っています。だから、いろんなグローバル化、産業面だとそういうことも含めて進んでいるかのように今見えますけれども、最近のトランプの動きなどで一進一退かもしれません。ただ、情報が飛び越えていくと。それによって地球社会が揺るがされてきている。一人一人の人間も痛められるかもしれない。逆に、情報が突き抜けていくことで我々鳥取県でも、例えば万博を舞台に世界中に発信するチャンスを得たのかも

しませんし、悪いこともいいこともありますけれども、ドラッカーが言い当てたとおり、グローバル化が唯一成功するというのは情報だったようにも思います。

そんな意味で、今日の御議論をしっかり踏まえながら今後我々の条例自身の見直しにつなげてまいりたいと思いますし、政府に対しても働きかけを知事会等と一緒に進めてまいりたいと思います。

○議長（福田俊史君）暫時休憩いたします。

午後の本会議は、13時30分より再開いたします。

午後0時24分休憩